

## 第7回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成15年11月22日(土) 13:30～17:00

●【開催場所】 田辺市 西牟婁振興局 4階 大会議室

●【出席者】 委員13名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、緒方順子、小野正治、柏崎幸雄、  
近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、森正一、森口佳樹、山本甫、  
寄本勝美

県：増谷行紀循環型社会推進課処理計画推進室長 他

事務局：真砂稔事務局長、中本政吉事務局次長 他

●【傍聴者】 一般18名、報道2社

(敬称略)

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意。

(委員長)

委員会も7回目を迎え、議論も最終的な段階に入っています。適正処理の推進方針について具体的に詰めていく段階に近づきました。次回の委員会では、中間報告という形でまとめたいと考えています。前回と今回が中間報告のたたき台になるという重要な意味を持っています。

本日は4時半に終了予定をしていますが、時間の許す限り議論をして頂き、中間報告に向けより適正な方法について、取りまとめの方向を出したいと考えています。

前回第6回の委員会の議事録について、何か特に問題等はないですか。

では第6回の議事録については、確認ということにします。

続いて議事に移ります。議題の「紀南地域の廃棄物に係る適正処理推進方針」について検討したいと思います。全体的な議論というより、具体的な取り組みの中で、地域内での分別品目の統一、ごみ処理の有料化、事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分の明確化という3点の問題について、特にテーマを絞って議論を深めたいと考えていますので事務局から説明願います。

(事務局)

まず、紀南地域における状況です。今までの委員会での議論を踏まえ、廃棄物に関する状況をまとめました。総括として、生活系廃棄物、事業系廃棄物共に共通した課題が多いため一体的に検討を行うこと。廃棄物の処理主体である事業者や市町村の規模が小さいため、事業者・市町村・県が連携して検討するべきであることを挙げています。注意書きにありますように、この推進方針では、廃棄物の分類を生活系廃棄物と事業系廃棄物としています。廃棄物を生活する上で発生する生活系廃棄物、事業活動に伴い発生する事業系廃棄物に分類しています。住民や事業者の方々にも解りやすいように、また排出責任を明確にするために図のように紀南地域の一つのルールとして分類しました。

適正処理推進のための基本方針です。紀南地域の住民・事業者・市町村及び県が連携して共通認識のもと一体的に取り組み、その推進に必要な方策としては、図にあるような3つの行動目標、7つの具体的な取り組みを定めました。3つの行動目標の内容については、次の

ページに掲載しています。

1 つめは連携です。住民・事業者・行政がそれぞれに連携して取り組んで行く。

2 つめは統一。地域内の取り組み内容や目標を統一して取り組む。

3 つめは管理。住民・事業者・行政が統一した目標に向かって取り組む際に、その進捗を的確に管理する。広域での取り組みを進める時に、連携や統一といった当たり前のことでも、なかなか難しくうまく進まないのが現状ですが、大変重要な事柄であるためにこれらを管理していく行動も重要であると思います。以上3つの行動目標を定めています。

次の7つの具体的な取り組みについては、次ページ以降に掲載しています。

具体的な取り組みとしての、「その1 製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施」ですが、

1. 生活系ごみの排出抑制、資源化推進の共通行動として、消費者である住民と製品の製造者、流通者、販売者である事業者そして市町村が一体となって取り組みます。具体的には以下にあるように、

ごみとなるような物を買わない、受け取らない、売らない。

出たごみはできるだけ自分でリユース・リサイクルする。

自らリサイクル出来ない物は、みんなで集めてリサイクルをする。

という3つの共通行動を目標に掲げています。排出抑制の取り組みとしては、

(1) 家庭内でできることとして、実践マニュアルの作成や環境家計簿の活用。

(2) 家庭外での取り組みとして、集団回収やバザー、フリーマーケットなど、地域活動の強化やごみの少ない商品の購入などを挙げています。

2. 事業系廃棄物の排出抑制、資源化推進の共通行動としては、廃棄物の自己管理の徹底、資源化の評価システムの導入、従業員に対する環境教育の普及、啓発、環境に配慮した製品設計、販売を挙げています。

3. 行政機関の廃棄物の排出抑制・資源化推進の共通行動としては、行政機関からまず実践する。公共工事から発生する建設廃棄物などの公共系廃棄物の管理。職員に対して積極的な環境教育を行うなどが考えられます。

次の「その2 地域内での分別品目を統一」として、広域という広い範囲での資源化の拡大を図るには、資源ごみの分別収集の統一基準を設定し、効率的な資源化、地域が連携した円滑な分別収集を行わねばなりません。

1. 資源ごみ分別品目の基準を設定する場合、容器包装リサイクル法を最大限活用する方法もありますが、当地域の実情を考えた場合、既存リサイクルシステムの活用拡大を踏まえた統一基準により設定するという考え方があります。

これは、分別後に資源化されるルートがあることが必要ですが、地域内のリサイクル事業者にヒアリングを行った結果、まだまだ余裕があり活用し切れていません。

分別や収集については、住民がごみを出す時点で分別するのか、ある程度まとまって住民が出したごみを市町村が収集後分別するのかは、個別市町村の判断としています。

この個別市町村が判断する場合の共通した留意事項を議論して頂ければと考えています。

地域内のリサイクルシステムを考慮した分別統一基準の例として表に示したように、資源ごみ5種類12品目を挙げています。これ以上分別の進んでいる新宮市や白浜町のような例もありますが、まずボトムアップが大事であると考えています。

2. 経済的かつ効果的なシステム作りとしての市町村間の連携ですが、リサイクル業者は品質が良く、量としてまとまって搬入されることを望んでいます。単独市町村では量が少な

いためにリサイクルされなかった物も、周辺自治体と連携することにより資源化の拡大が考えられます。

地域内のリサイクルシステムの活用、拡大を考えるにはリサイクル業界や県との連携が非常に大事な事であり、そして住民又は事業者の連携が考えられます。

次に具体的な取り組み「その3ごみ処理の有料化を広域的に実施」する事ですが、有料化を実施していない町村や、有料化方式が違うなど、市町村間の格差があります。ここでは前回の委員会資料2にある、一般廃棄物に係る適正処理方針(その1)の2ページの部分を抜粋し掲載しています。再度考え方を整理し、もう少し議論を深めて頂きたいと思っています。

なぜ有料化が必要なのか、表1-2の紀南地域における有料化の状況を見ますと、地域の現状では生活系の収集ごみで10町村が無料です。有料化を行えば、ごみ減量化効果やリサイクル意識の啓発効果も考えられます。また現在では、住民も排出責任を問われるような時代になってきているのではないのでしょうか。年々市町村のごみ処理費用が増加し、そのほとんどが一般財源、つまり税金が投入されているという事も考え併せなければなりません。

次に有料化の方式です。単純従量制、基準超過従量制、定額制とありますが、排出者負担や公平性の原則といった視点からも有料化の考え方について、議論して頂きたいと考えています。

また、実施に当たっての留意点です。住民の合意形成手法や有料化によって得られた収入の用途なども併せてご意見を頂ければと思います。

次の「その4事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化」という事ですが、事業系廃棄物は本来、排出事業者が責任を持って処理をすべきものでありますが、中小企業の多い当地域では、市町村が一般廃棄物の処理に際し、生活系廃棄物として処理している事例があります。現行法では現場サイドにおいて非常に区分が曖昧であり、特に当地域でも少量排出事業者が多く、各事業者のモラルに任せているという現状です。また、市町村が政策的に受け入れている場合もあり、広域的な統一処理を考える際に、阻害要因になる可能性もあります。まず、生活系廃棄物と事業系廃棄物との区分を明確にし、排出者責任の下、適正な処理料金を設定する事により、事業系廃棄物の発生抑制、資源化を推進するものとし、これにより地域内の市町村間の公平性を保ち、広域的に併せ処理の統一化が実現できるものと考えています。

委員の皆様には、地域の現状をご理解頂きまして、広域的に併せ処理を実施する場合に解決しなければならない課題、適正な処理料金の考え方等について議論して頂きたいと考えています。

次の「その5地域内の減量化・資源化施設の活用を徹底」という取り組みでは、地域内の処理施設の処理能力を考え併せますと、まだ十分には活用されていない状況です。また、住民や市町村がリサイクル事業者と提携することにより、処理能力は拡大されるものと考えられます。なお、県外の資源化・減量化処理施設を活用して処理されている事業系廃棄物は、その環境負荷や経済的合理性を考慮し、現行の処理を継続する事にします。

1. 生活系廃棄物における既存リサイクル事業との連携を強化し、活用推進を図る。
2. 事業系廃棄物の既存システムの活用推進では

(1) 地域内の施設活用推進として、ア減量化・リサイクル情報の発信として、地域内の様々なリサイクル技術を積極的に情報発信し、事業系廃棄物の資源化・リサイクル化を推進する。イは排出頻度の少ない、発生量が少ないなどの理由でリサイクルに回らない廃棄物の対策です。ウとして減量化・資源化推進に対する支援です。

(2) 地域外での処理技術の活用継続対策では、地域内だけでなく地域外でのリサイクル関係情報の提供、委託先業者の処理技術の確認、これは県外で処理されている事業系廃棄物について、排出者責任の観点から適正処理が行われているかどうかを確認する必要があるという事です。

次の「その6 地域内に必要な処理施設を確保」について、

1. 一般廃棄物処理施設の確保としての(1) 基本的な考え方ですが、地域内の市町村が一般廃棄物処理施設の整備を行う際には、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルを優先し、最終処分量を削減するという基本的な考え方を挙げています。

その際に(2)として周辺市町村施設の共同利用や収集運搬システムの検討では、共同化や民間活力の導入など、市町村間の連携も挙げています。

2. 資源化・減量化処理残渣の併せ処理についてですが、生活系、事業系廃棄物の処理残渣を併せて処理できる最終処分場を事業者、市町村、県が連携して確保に取り組みなければなりません。その場合の併せ処理の考え方は、

減量化・資源化の処理残渣のみを対象とする。これは、排出事業者から排出された廃棄物の直接埋立はしないということです。

既存の資源化システムを阻害しないような料金設定を行う。

設置・運営に際しては事業者・市町村・県が連携し、一体となって取り組むという事です。

3. 地域内で処理技術が確立されていない事業系廃棄物の適正処理方策、つまり地域外で資源化又は無害化処理が行われている物については、基本的に現行の処理ルートを継続する事にしています。

(1)にあるように地域特有な物である梅加工残渣については、現在海洋投棄されている物について、陸上処分を目指して事業者、加工組合等がいろいろな取り組みを行っていますが、引き続き業界が主体となって減量化・資源化施設の確保を検討していきます。

(2)の既存のリサイクル技術を転用できる物として、既存のリサイクルシステムがうまく活用されていない有機性汚泥・無機性汚泥等は排出事業者、産業界、処理業者が連携して必要な処理施設を整備することとしています。

次ページの図につきましては、紀南地域における廃棄物処理のイメージを示していますが、具体的な取り組みその6というよりも、その1からその7までの「紀南地域における適正処理推進方針」としての全体的な処理のイメージとしてご理解下さい。

次に「その7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備」です。

1. 進捗管理・情報発信体制の構築ですが、進捗管理については、市町村単位、地域全体に区分して行う必要があります。個別市町村単位で管理するものや地域全体で管理するものに区分して行う必要があります。

(1)のように市町村単位では、現在いくつかの市町村で組織されている市町村ごみ減量推進協議会などを全ての市町村に設置し、地域レベルで取り組みの進捗管理を行う。

(2)として紀南地域全体の進捗管理を行う新たな組織を設置する。なお、この役割を将来整備する併せ処理施設の事業主体に持たせることも考えられます。

2. 進捗管理・情報発信の具体的な内容ですが、本日欠席されています委員さんから頂いています提案書の部分にもなるうかと思いますが、

(1)普及・宣伝活動の実施、(2) 取り組み状況の公表、(3) リサイクル業者及びリサイクル店の指定制度、(4) グリーン貢献基金の創設、(5) 行動を継続するために、統

一行動の日を創設するという事です。

なお、これらは個別の市町村、地域全体、県全体で行う必要があります。以上です。

(委員長)

議論に入ります。

冒頭に言いましたが、2つほど議論する点があります。最初は基本方針の案のところ、それから具体的な方策で、その1、その5、その6、その7について検討していきたいと思えます。これらについては、既に以前から議論してきたものですが、今回改めて時間を取って、意見を頂きたいと思えます。

それから、具体的な取り組みの中で、その2、その3、その4について、集中的に検討して欲しいと思えます。

いよいよ詰めの段階に近づいていますので、言っぱなしではなく、それぞれ検討し、意識統一、合意形成をたどりながら中間報告としての方向に行きたいと考えています。

適正処理推進のための基本方針、3つの行動目標、統一・連携・管理といったものについて、何かありませんか。

(委員)

統一の意味は、市町村単位ではなく、ある程度まとまって統一していくという事ですか。

(事務局)

具体的な取り組み、その7として取り組みの進捗管理や情報発信体制の整備があります。市町村ごとにごみ減量推進協議会を設置し、取り組んで行く事や、地域全体の取り組みを総括する第三者機関を設置していくことも挙げています。

ここでの統一は、それぞれお互いが統一する。市町村ごとの統一、またそれを総括する第三者機関組織での統一でもあります。相互に取り組んでいくという考えです。

(委員)

一体的に取り組むこととし、推進に必要な方策を定めるとありますが、方策に並んで条例という言葉は、明記できないのですか。方策という言葉に条例という言葉が含まれるのではないかとと思えますが。

(事務局)

取り組みの中には、いろいろな手法があり、手数料条例などもそうです。条例化しないといけない取り組みもあると思えます。各市町村の取り組みについては、市町村の判断に任せる部分もありますので、基本方針の中で条例化ということを書けるかどうかということは疑問です。

(委員)

条例化できれば、良いと思えます。条例は自治立法ですので、何らかの制約を掛けたりする場合には、他の法令との整合性も考え合わす必要があります。もちろん、各市町村の議会の議決も必要になります。それなりに厳しい拘束力を持つ事になります。良い条例であれば良いが、悪い条例であれば条例自体、住民・事業者に拘束が掛かってしまい、条例自体が違法になってくる場合もあります。どのような条例を作るかによって大きな問題にもなりかねません。もちろん簡単に条例化ができる部分もありますし、条例化しなければならぬものもあります。物事の定め方のその辺りの見極めの判断が難しいと思えます。方策の中に、条例化も含まれると考えた方が良いのではないかとと思えます。確かに条例化するのは解りませんが、何もかも条例化すればそれなりにリスクもあります。

(委員)

分別品目の統一について取り組む事には、反対ではありませんが、各自治体の持っている施設、規模、住民の考え方が多様である事にも付加価値があり、そのバランスの問題だと思います。仮にそれぞれの市町村が対応している分別、資源化が妨げられるとしたら、その事情を丁寧に説明して取り組む必要があるのではと思います。統一化をあまり強く出し過ぎると、これから将来的に各市町村が自主的に行っている取り組みが、返って妨げられてしまうこともあり得えます。

現状は、いろいろ問題があるから統一化が必要であるといった説明が、欲しいのではないかと思います。

(委員長)

貴重なご意見です。各市町村、各住民の多様な自主性の取り組みを重視しながら、統一できるものは統一していく。そういう説得が大事だと思います。

(県)

27市町村で22分別しているところから2分別の所まであります。地域内に資源ごみを資源化できる能力のある品目については、地域内で統一して処理していきたいと考えます。ある自治体で焼却している物でも、他の自治体のリサイクルしている場合もあります。処理経費の問題もありますが、単に焼却するのではなく、リサイクルできないかどうか、最低限度ここまでなら地域で資源化できるという共通目標を定めて、取り組んでいきたいということです。

(委員)

方策に基づく進捗状況を管理するために、第三者機関を設けるという基本方針ですが、この機関について具体的にどういったことをイメージしているのか、説明して下さい。

(事務局)

その7の具体的な取り組みの中で、1の(2)地域の取り組みを統括する機関の設置という項に第三者機関の設置があり、その中にイメージを挙げていますように処理施設の事業主体に役割を任せることも考えられます。まだ事業主体は検討されてなく、事務局としては、どういう運営手法等を取るのか今のところ分かりません。

(副委員長)

事業主体が決まらないと、第三者機関を決めにくいという事ですが、進捗管理をどこで行うかというのは、非常に重要な課題です。基本方針のところでは第三者機関という言葉が出てくることは、何か違和感があるように思います。

具体的な事は最初を書くのではなくて、後のより具体的な展開の部分で必要であれば第三者機関について触れた方が良いのでは、ですから、基本方針のページに表現のない方が適切ではないかと思います。

(委員長)

ここでの第三者機関という表現は、削除するという意味でしょうか。

(副委員長)

個人の意見としては1)、2)、3)と果たして要るのかなという気がします。関連してですが、2)の方策には、3つの行動目標、7つの具体的な取り組みを定めるとしていますが、これはいろいろ考えた結果として行動目標や具体的な取り組みが出たものですから、3つとか7つとか最初から言う必要はないのでは、更に行動目標として、連携・統一・管理の3つが挙げられていますが、語呂がいいのかどうか。他の委員さん方にも伺いたいのですが。

廃棄物の話をしているのか、何について述べているのかどうか、3つの言葉は勝手に一人

歩きするような気がします。廃棄物の問題を考える時に、この3つの言葉を重要視するべきものなのかどうかと考えた場合、少し違うのではないかという気もします。わざわざ3つの言葉を掲げていいものかどうかという疑問を持っています。

(委員)

これはあくまで案だと思います。

これは、これから具体的な部分も検討していった最終的にこれが3つになるか、4つになるかは後の事だと思います。第三者機関にしてでも、以前からチェック機能が必要であるとの意見もありました。では第三者機関としてどういう機関が必要なのかは、今後、検討していった中で出てくるものだと思います。ですから、具体案を検討していった後に、最後に管理するものとしての第三者機関が現れてくるものだと思います。

たたき台の検討を進める上で、表現として3つなのか、もっと増えるのかは議論によって違ってくると思います。

(委員長)

非常に大事な点です。基本方針で皆さんの意見が異なっています。もう少し委員さんの意見を聞きます。

(県)

これまで委員さんから頂いたご意見を、事務局でまとめた形で資料としています。3つ、7つというのは結果であって、これがいくつになるかは分かりません。それから第三者機関の意味ですが、委員会の報告書、答申が出されたら、それで終わりということではなく、それを検証していく機能が必要であるという判断です。今後、産業界、市町村、県が連携して最終処分機能、最終処理施設を考えていく事になります。その組織は他府県では、単なる施設の整備主体です。しかしそうではなしに、報告書の内容をソフト面も含めて、本当に県が、市町村が、産業界があるいは住民が実践しているかどうかを検証していく必要があると考えています。

(委員)

そうであれば、第三者機関の人選とかが難しいのではないかと思います。

管理するのですから、法的にもどんな権限を持つとかということも解りにくいし、どういう事をイメージして書いたのか、少し思いが解りにくいです。たたき台ですので、これから考えていくべきものと思いますが、非常に難しい機関だと思います。今後考えていく上で、このことは重要だと思います。

(県)

第三者の意味は、県とか市町村とかの既存の組織ではないということです。行政がいろいろな組織を作ることがありますが、無駄な部分もあります。将来、事業主体を作る時には、当然、産業界、県、市町村が参画しますが、この事業主体がチェック機能を持ち、ソフトの部分についても関与していくのが良いのではないかと思います。住民によるチェックについては、地方自治法に基づく住民監査などの手段があります。この検討自体が今までも全てオープンに行われていますし、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡で一般の住民の方々を対象とした中間報告の説明の機会を持ちたいと考えています。このように、情報を公開し、住民の方々からの意見を聞きながら事業を進めて行きます。何か疑問点があれば、事業主体なり、県や市町村に直接意見を出して頂くという形で行えばコストも抑えられ、うまく運ぶのではないかと思います。

(委員)

紀南地域の一体化とか統一化とか、協調するとかですが、広域連合をつくるという可能性はないのですか。広域連合の場合は、一部事務組合と違って議会による直接請求であるとか、さらには民間団体も参加するという可能性もあると思うのですが、今のような議論ですと行政組織としては広域連合の方が向いているような気がします。

( 県 )

地方自治法には、一部事務組合や広域連合という制度があります。委員会の報告書が出された後、組織の形態を県や市町村が共通の場で話し合うことになります。その中で、広域連合の話が出るかも知れませし、合意が整えばそういった選択があるかも知れませんが、今の段階で、その是非を論じことはできないものと考えています。

( 委員長 )

少し提案します。基本方針のところは非常に大事ですが、後の部分の議論が重要であり、時間的にも討論する余裕がありませんので、まとめてみます。

一点目は行動目標を明確にする、具体的な取り組みを定めるという事については、全委員さん異論はないと思います。

二点目は基本的な方針としては、行動目標を明確にし、具体的な取り組みを定めていくという事です。

三点目は第三者機関の中身については、皆さん方まだ十分に納得出来ていないし、どういう中身なのかについてもはっきりしていない。しかし、何らかの新しい組織を作って適正処理についての発言をする、管理をするという必要性については、以前から多くの委員さんからも発言が出ています。ですから名称は別にして、ごみ処理の適正化に関して、管理していくのに必要な機関を置くことについては、基本的には必要であると認識されているものと判断し、とりあえず基本方針の部分については合意をしたということ、後、具体的な取り組みの中で議論をすることにします。では具体的な取り組みについて、検討をします。

「その1製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施」という事については、前回でかなり議論をしましたので、基本的には合意形成ができたものと思いますが、中身についてもう少し考えた方が良くと思われる点があれば、意見をどうぞ。

( 委員 )

1のところ、もう少し整理をした方が解り易い取り組みになるのではないかという気がします。前回にも提案しましたが、基本方針の中に対象者を住民・事業者・市町村・県の4つの部類に分け、共通認識を持つとしています。この事をこの中で、きちんと住民の役割、事業者の役割、事業者でも販売する側の業者がお客さんに売る際の心構えや販売する時点でどう発生抑制をするのか、という分け方の整理をきちんとする方が良いのではないかと思います。県の廃棄物処理計画書の中にも県民・事業者・市町村・県という関係者を分け、それぞれの役割を挙げています。ですから、これもそのような整理をした方が良いと思います。例えば、レジ袋の有料化があります。

これは、どこが必要かということになると思います。買う側には関係なく、売る側の事業者、市町村が条例化するなど、推進の方法になると思います。ですから、もう少し4つの団体に課せられた問題について、整理した方が解り易いのではないかと思います。

( 事務局 )

基本的な方向を示す資料となっています。より具体的な役割分担という事は必要であると思います。ここでの基本的な方向は、間違っていないと思いますので、ご意見を伺いながら、もっと細かく役割分担を挙げたものを最終の報告書にしたいと考えています。

(委員長)

今の提案を今後十分に活かして下さい。

(委員)

以前から、多くの委員さんから意見のあった生ごみの堆肥化施設などの検討というのもどうなのか。家庭用の生ごみ処理機による減量化などのアイデアを挙げていますが、個人でできる部分と、全体として取り組むものと、並行していく必要があると思います。

生ごみについて、ここの排出抑制に挙げるのか、どうかということもあります。

学識委員さんにもお尋ねしたいのですが、アイデアとして排出抑制では、料理の工夫とか生ごみ処理機での肥料化などありますが、これは一時的に個人ができる方法であり、継続してやっていく方法も提案してあげるべきだと考えます。生ごみの処理で庭や畑でできる処理や家庭に適した方法や提案もいくつか教えて頂けたら、住民も自分の家庭ではどの方法があるのか、これならやれるのではないかと考えると思います。ですから、排出抑制のアイデアをもう少し例を挙げたら良いのではと思います。

食品リサイクル法などもあり、大きな事業所では独自で処理している所もありますが、規模が小さく費用面で問題があったり、自分の家に畑がなかったりして出来ない事もあります。先日事故のあった施設もありますが、生ごみの処理についてこういった施設が適切なのかを検討して、ほとんどがごみとして処理されている物についても、廃食油も一部で資源化している自治体もありますので、検討してはどうですか。

(委員)

家庭内での排出抑制のアイデアに挙がっていることは、当然のことです。

これで今まで行ってきて、取り組みとして進んでいる人もいれば、進んでいない人もいますが、進んでいない人の方が多いです。というの出来ない所が多いです。私の地域でも事業系の生ごみがたくさん焼却されています。それを何とかしようという声が私の地域では高くなっています。多分、御坊以南の地域でもそういう想いの方もいると思うのですが、議会とか行政に対する声としては、女性が表に立って物を言う機会が少ないために、なかなか出てきにくいものかも知れません。しかし、生活者の意識としては、非常に強いと思います。

ごみの排出抑制といっても非常に全体的には難しい。産業構造であるとか社会構造から見れば今日言って、明日からできるものでもないと思います。生ごみだったら、排出抑制というのはやり易いのではと思います。運ぶ時に一番重いです。ですから、委員会においてももう少しちょっと深く入って、どういう風にすれば良いのかという議論を深めて欲しいというのが、私の初めからの想いです。

(委員)

私も生ごみを焼却するのは、邪道だと考えています。また時代の流れとして、利益が出なくても、焼却して灰にする事は現在では許せないものだと思います。地域的にもベンチャービジネスという意欲も薄いとも思いますが、専門誌にもあるように肥料として十分活用できると証明もされています。中央から技術者を招いて具体的にどうすれば肥料化できるのかななどの指導を受けるなど、行政はこの件についてもっと積極的に取り組むべきであると思います。また企業化するとしたら、相当の物理・化学の専門知識が必要だと思います。人口がどれくらいあれば、採算が取れるのかという事も踏まえて指導頂ければ、地域としてももっと盛り上がるのではないかと思います。

(委員)

これまでの議論は対処療法的な事に集中しているし、ごみを処理する以前の問題の議論が

多かったと思います。従って環境問題の具体的な対策は処理装置の性能の善し悪しで決まってくると思います。今現在、全国で取り組んでいるのはあくまで、焼却もしくは溶融です。それとRDFです。それを念頭に置いて全国にどういう処理施設があるのか、また、公害の出ない優れた設備について、委員会においてもそういう開発者及びメーカーに来て頂いて、議論をする必要も大事だと思います。

( 県 )

生ごみにつきましては、ポイントが三点あると思います。

一点目は減量化です。調理くずの問題もありますが、食べ残しを出さないことです。

二点目は水切りで、生ごみの80%が水分と言われています。

三点目は分別です。生ごみには事業系、生活系の物と二種類あります。ホテル、スーパー、飲食店、外食産業などから出る物と家庭からの調理くず、食べ残しです。事業系と生活系の生ごみは極端に性質が異なります。食品リサイクル法で対象としているのは事業系の物です。これについては、国や地域として進むべき方向が出されました。問題は生活系の生ごみです。ボカシ法などいろいろな処理方法がありますが、成功しているものもあれば、そうでないものもあります。成功している所でも地域によって状況が違ってきます。

家庭系の生ごみを、焼却せずに処理できるかは、分別できるかによると考えます。どれだけ分別できるかによって、それに適した処理方法があります。それから、生ごみの焼却以外の処理方法には、飼料化と堆肥化、バイオマスがあります。

まず、飼料化について、分別して処理できたとしても、生活系の生ごみの飼料化に成功した事例は、あまりありません。県内には熊野牛など畜産もありますが、量からすれば処理できないと思います。堆肥化について、堆肥になるのは生ごみだけではありません。家畜のふん尿も堆肥として活用されています。お互いに競争しなければなりません。月刊誌で東京農業大学の教授が、日本の国内で生ごみを全量堆肥にしても、需要がないであろうと述べていました。バイオマスは、将来性があるかも知れませんが、今の段階ではコストの問題などから見ても簡単にいかないのではないかと思います。

結論として生活系の生ごみは、減量と分別と水切りとがどこまでできるかがポイントで、更にそれを行った上でどうするかについては、農地の多い地域、家畜の多い地域などの条件によって異なるものと思います。地域ごとに最も適した方法を考えて頂きたいと思います。

県が関与するのであれば、減量であり分別であり水切りの部分です。27市町村のエリアにおいて全て共通する事項であると考えます。

委員さん方から生ごみの処理について、いろんなご提案がありますが、これは27市町村が統一してできるものではないと考えており、それぞれの地域において最も適した方法を研究し、行動して頂くのが良いのではないかと考えています。

( 委員 )

県の方から、水切り・分別の話がありましたが、実際やっていない人、現実にやっていない人や机上ではよく言います。水切りも難しくない、蒸発します。分別も難しくない事だと思います。最後にふるいにかけてみます。私の地域であれば、実際に行っていますので、そう難しくはありません。現場を見て頂ければ、現に一日に何十キロの生ごみの分別について、ボランティアで活動している方がいますので、ですから分別も水切りのことも難しくはありません。

出来た物を受け入れる所がないと言われますが、私の地域では田舎ですので問題がありません。現場についてももう少し調査をして、実際行っている方の声を聞くのも大事だと思います。

ます。

(委員長)

生ごみの発生抑制、適正処理については大事な事柄なので少しまとめてみます。多くの委員さん方からも、生ごみの適正な処理については、非常に重要であるという指摘があります。

生ごみの排出抑制について、また適正に処理しなければならないという事は、具体的な取り組みの中でも、重要な項目として、是非十分に取り上げるものと思っています。

ただ生ごみの堆肥化等の問題については、ごみ処理だけの対策では十分な対応ができないと思います。生ごみを堆肥化した場合、堆肥を利用する地域の農業、林業、あるいは家庭菜園、公園などで使用する場合がありますが、それぞれが連携ができていないと、生ごみ堆肥化だけをやってもうまくいかない。それをきちんと利用できる有機農業なり、特別栽培の農法が地域に定着し発展するという方向がなかったら、なかなかうまくいかないと思います。

それも併せていろいろ提言していく事が大事だと思います。生ごみ堆肥化で成功している例としての山形県長井市などは、地域全体が生ごみの堆肥化と地域農業の振興として安心な物を作っていくという地域づくりがあって、初めて可能なわけであります。その辺も併せて提言していく必要があると思います。

(委員)

県がお話した事ですが、減量と水切りと分別ですが、この分別は何を意味するのか、少し解らないので、説明して下さい。そしてこちらから、お願いしたい事があるのですが、家庭系の生ごみについて、発生抑制の中での家庭の役割、生ごみ処理機への補助のような行政の役割、それからこれに県は何ら関与していませんが、県は少し補助金を出そうとか、そんな方法も打ち出して欲しいのですが。

堆肥化施設については、その6の処理施設の確保の中で、生ごみの処理の施設についての考え方をもう少し深く議論してはどうかと考えます。

(県)

分別とは、生ごみからピールびんの蓋であるとか、箸の折れた物とか、プラスチックやビニール製品などの異物を取り除くことです。生ごみの処理の機械が、その性能どおり稼働しない事もあるようです。和歌山市内で給食の食べ残しを堆肥化していますが、現実に堆肥のはけ口がないので、遊休農地に持って行き、穴を掘って埋めています。寝かすということの意味がありますが、実際に堆肥として使用されているとは言いがたい状況です。

県が生ごみ処理機購入などへの補助ができないか、という事について、私の立場では回答できませんが、直接的な補助よりも、水切りとか分別の徹底に対して、県が何かの役割を持つ方が本来の姿ではないかと考えています。

(委員)

分別と言うのは、異物の混入ですね。

(委員)

生ごみですが、一般的な状況は県の説明のとおりだと思います。

しかし、そういった状況に比べて、非常に斬新な、思い切った、ユニークな積極的な取り組みをしている市町村もないわけではありません。ですからそういったトップランナー的な自治体が現れることを大いに期待しています。一体的にということ指摘するのはかまわないうが、レベルの低いところに一体化するのではなく、全国的にも先進的なところがあります。ですからそういう自治体が和歌山県に現れることを期待しています。

それと事業者のところで従業員への環境教育が挙げられていますが、先日産業廃棄物の処

理業者に会い、行政に対して何を求めますかと訪ねた際に、取り締まりというのも大切であるが、こういう物はどういう風に処理したら良いのか、良い方法はないだろうかとか、廃棄物の処理の情報とか、お互いの情報交換や勉強する機会が民間ではないと話していました。これは産業廃棄物に限らず一般廃棄物の処理業者を含めて、彼らをもっと勉強できるように情報交換ができるような機会を作ることも大事だと思います。

(委員長)

基本的には、発生抑制には皆さんの意見として、特に生ごみについてもう少し積極的な取り扱いをすべきであるという意見が出ています。

是非和歌山県でも、生ごみだけでなく、ごみの適正な処理についてトップランナーになるような積極的な対応や、産業廃棄物処理業者に対しても、いろいろな協力支援についての提案がありました。

次に、「その5地域内の減量化・資源化施設の活用を徹底」ということですが、これについては、すでに前回の委員会でも議論したことであります。

説明に対して、あるいは補足的な意見等ありませんか。

(委員)

県の役割としては、いろいろ指導をして頂くという感じを持ちます。各市町村も頑張っていますが、例えば私の地域では廃プラスチックについて、串本町は埋立えています。古座町では業者に引き取ってもらっています。古座川町では焼却する業者に引き取ってもらっています。というふうにバラバラです。私の町では何もかも併せて1tあたりの処理費用が13万6千円しています。ところが新宮市では約6千8百円で引き取ってもらっているということなので、20倍近くもお金をかけて処理しています。町として、どうしていいのかわからない状況で県外の業者のいいなりになって、お金を支払っているのではないかと思います。そんな場合に県が相談にのってあげて欲しいと思います。管理というか指導という面での役割について県はどのように考えていますか。

(県)

この紀南地域における促進協議会、検討委員会の試みは、壮大な実験であるといろんな所で説明していますが、一般廃棄物は市町村の自治事務です。地方分権法が成立して、国、県、市町村がお互いに平等な関係になりましたが、市町村としては、県は都合の良い時には介入してくるという感覚を持っていると思います。

現実には、行政は法に基づいて動いていますから、権限のないことに対しては発言できません。27の市町村が産業廃棄物だけでなく一般廃棄物についても同じ目標で行動するために協議会に参加していますので、出される答申を尊重する義務があります。その段階で協議会の一員として、皆んなで定めた目標だから、この方向に向かって行きませんか、と初めて言えると思います。

これから県が積極的に関与していける手がかりが報告書、答申であると思います。今の段階では、組織としての話は不可能だと思いますので、ご理解ください。

県としても担当を中心として、検討委員会の答申を尊重し、廃棄物行政を変えようと努力しています。その実現には、皆様のご協力、ご支援が必要であると考えています。

(委員)

この項目は大変いい事だと思います。

小さな市町村での取り組み、例えば容器包装プラスチックなどを梱包する時に機械を各市町村がそれぞれ購入して梱包をするということになれば、設備投資や人件費などの面からも

経費もかかるので、そういう面からも連携というは是非進めて欲しいと思います。

県にも以前、廃プラスチックを集めて置く時に、10t集めない業者が引き取りに来てくれないという実情があり、複数の自治体が合同して梱包した場合、業者が取りに来てくれるような指導をしてもらえないものか、とお願いしましたが、そんな事がこの委員会の結果により、実現してくるものと思いますので、大変ありがたい事であると思っています。

(委員長)

関連するので、「その6地域内に必要な処理施設を確保」についてに移ります。

これも前回の委員会で既に合意事項となっていますが、何か他にありませんか。

事務局の説明では併せ処理について、かなり強調していると思いますが。

(委員)

項目の処理施設の確保と言うと、処分場と一緒にしているように思われます。

しかし、処理施設は処理施設であり、処分場は処分場であり、処分場については最終的に併せ処理が議題になってくると思います。処理施設についてこの資料はあくまで一般廃棄物についての処理施設の推進方針ですね。産業廃棄物についても、こんな方針を出すだろうと思います。それと合同して最終処分場をどうしようかという事になるように思います。

この項目に生ごみ処理施設、堆肥化をすればどういったメリットがあり、焼却をするよりもいいのであるという指針でも出せたら良いなと思います。

この間、新宮市では焼却ごみを燃やしたり、その灰を処理するのにどれくらい費用が掛かっているのかについて試算をして見ました。それを田辺市とか御坊市と比較しました。

生ごみを堆肥化してそれを処理する処理費ですが、私の試算では出来た肥料というよりも、土壌改良材という形で農家にお金を支払って引き取ってもらっても、焼却して灰を処理するよりも費用的には安いのではないかと思います。地域にお金として落ちるわけです。

新宮市も三重県の業者に灰1tにつき4万円も出して処理委託していますが、それを地域の農家に例え5千円でも1万円でも渡してでも引き取ってもらう方がいいのでは、そういう発想の転換に立てば道が開けるのではないかという気がします。ですから、ここでそういった事も含めて深く検討したいと思っています。

(委員長)

前半の一般廃棄物、産業廃棄物の処理施設の考え方について、事務局から説明してください。

(事務局)

生ごみの処理施設に関しては、おっしゃられるとおりだと思います。

産業廃棄物、事業系廃棄物の処理施設についてですが、それは解決していると考えています。というのは、第5回の委員会において産業廃棄物について議論頂きましたが、処理については地域のリサイクル業者を最大限活用して行けば課題がないこと、課題が残るものとして、特に梅の加工残渣は、次ページの3の(1)にあるように、業界が主体となって減量化・資源化施設の確保を行うことにしています。産業廃棄物の課題については、リサイクル業者が減量化・リサイクル資源化した後の処理残渣が課題であり、それについては、2の併せ処理が必要であるとしています。

ですから、ここでの産業廃棄物の中間処理施設の検討はないとして、事業系一廃、産業廃棄物については、解決しているものと考えています。

(副委員長)

地域内で必要な処理施設の確保というのが大きなタイトルです。ですから意見が出るの

ではないかと思えます。一つは先ほどから出ている、生ごみのリサイクル施設も含めたりサイクル関連施設で新たな共同処理施設が地域内にある方が、適正処理が進むのではないかと、という気がします。かといって、対象が生ごみであったり、容器包装プラスチックであってもその共同利用施設みたいなものも地域内に必要な施設ではないか、という提案です。

焼却施設は、地域内のそれぞれの市町村に何箇所かありますが、焼却灰を処理する施設として必要ではないかと、それは焼却灰の最終処分かもしれないが、それも要するということの指摘ですね。必ずしも中間処理施設の確保というものは、そういう形で表わしているようにも思われません。ですから検討した方が良いのではと思えます。

(委員)

新宮市は分別やリサイクルが非常に進んでいます。ですから、化石燃料から出来ている物は、ほとんどリサイクルに回っています。中には不注意で不法投棄などする者もいますが、それはモラルの問題で教育していく必要があると思えます。新宮市のクリーンセンターの職員の話ですが、焼却時間が非常に短縮されているようです。ですから、新宮市の場合、リサイクルというのが本当に浸透しているように思います。個人的な感想ですが、近い将来焼却施設で処理されるごみがなくなるのではないかと思えます。ごみ処理の専門誌の中で学者の方も予測しています。新宮市は全国的にも非常に先進的な考えを持って実行し、注目されていますので、更にステップアップして、燃やさないで灰の処理など他の地域に任さないで、先進的な考えで住民をリードすべきだと思えます。

(委員長)

事務局の説明でどうですか。

(委員)

産業廃棄物の処理施設について、それで考え方が通っている事に少し疑問が残ります。

産業界は処理に費用を掛けるので、適正に処理しているという前提があると思えますが、でも中間処理で適正に処理がされているのかどうか、費用が掛かるからこの処理までで良いという考え方が出てくる可能性もあると思えます。ですから、もう少し産業廃棄物についても、その辺りのことについても、議論をしていく必要があり、市民の能力で無理があれば、専門の方にチェックをしてもらうという事が必要ではないかと思えます。

(県)

廃棄物処理というのは、サービスの提供です。ただ通常の商品の提供では、必ず製品なりサービス内容のチェックを行うと思えます。ところが廃棄物処理というサービスの本質は、廃掃法という不適正処理にあたらぬ適正な処理がなされれば、良いということです。サービスの内容は法律で求める水準に達すれば良いのであって、更に上の水準の処理を排出者が求めるかと言えば、そうではありません。ISO取得とか、ゼロエミッションとかに取り組んでいる企業もありますが、それは企業イメージのアップを目的とするものです。排出者が法で定められた処理基準で良いと考えていけば、行政としてさらに処理水準を高めよと指導は出来ません。これが産業廃棄物処理の基本的な考え方です。委員さんが言われた適正処理については、地球環境に最適かどうかの観点で捉えるのか、あるいは合法水準であるかどうかで捉えるのかによって違ってきます。

県の立場で言えば、廃掃法に抵触しない最低限の基準であっても、そこまで処理されていけば、それ以上は言えません。呼び掛けとしては、水準の向上は言えますが、単なる呼び掛けに過ぎません。

(委員)

今言われた合法という事ですら、住民は懸念を持っています。

( 県 )

具体的にお願いします。

( 委員 )

橋本市の問題がそうですが、あれは合法的ではなかったはずです。

だから、今後起こる可能性もあります。こんな物は運び込めませんよと言いながらも、重金属が混じっているということがあります。そういう不安をどう払拭していくかを検討すべきだと思います。

( 委員 )

県の考えもわかります。大学の試験も60点取れば合格、90点でも合格です。廃掃法のシステムは確かにそうです。基準を満たせば合格です。合格すれば後はどうかと言えば、監督の話になると思います。許可を取る際は60点でもいいのですが、それをどう監督していくか、どうすれば70点、80点に上げるにはどういう手法があるのか、は別の話になるのではないかと思います。スタートラインが低くても、どう監督していくか、より水準を上げて処理している業者さんを表彰するとかは、広い意味での監督手法の話だと思います。良い方法に向けていく誘導手法にもなります。この資料では、その7の部分に該当すると思います。

県も今まで以上に処理業者の監督指導を行うといった事も必要ですが、法律をどう厳しくするのは国ですから、県だけ特別厳しくする事は簡単には出来ません。廃棄物処理も産業ですから、和歌山県だけ特別厳しい制約というのも難しいのではと思います。

( 委員 )

学識委員さんにお聞きしたいのですが。前回の検討で産業廃棄物処理の検討は終わって、議論しなくても一般廃棄物との併せ処理をするという事ですが、それが実際行えるのかどうかという不安を私自身持っています。

( 県 )

少し説明が足りなかったように思います。産業廃棄物が全く問題なく終わっているというのではなく、その5の地域内の減量化・資源化施設の活用を徹底というところにあります。この委員会で広域的な処理を行うことも踏まえて、経済的な面も考慮して、まず既存の施設を活用し、安定して処理できるのであれば、地域外の処理施設を活用する事としています。

今回は産業廃棄物を処理する上で、減量化や資源化を行う際に発生する残渣を適正処理しないと、この地域でのリサイクルが進まないという事から、まず資源化・減量化の処理残渣をきちんと処理することを挙げています。資料13ページの3には、先ほど委員さんが指摘された事を述べています。県外で資源化・減量化されている物であっても将来的に県内での地域内処理が必要であれば、関係者が連携して一体となって取り組む事にしています。

現在、基本的に問題となっているのは、処理残渣と梅の加工残渣であって、他は全く問題がないとしているではありません。あくまでも、市場の中できちんと処理されている物は、それを活用しようという考え方です。

もう一点、不法投棄の問題がありますが、この委員会、協議会があるなしに関わらず、行政が取り組んで行かなければならない問題です。全国に先駆けてエコポリス制度を発足させ、県内のパトロールの回数も増やして対策に努めています。努力が足りないという指摘があれば、甘んじてお受けいたします。

( 委員 )

不法投棄の件は、県の計画にも大きな課題として扱っているのに、この資料には入ってい

ませんが。

( 県 )

当然に行うべきものです。ここで議論する以前に、不法投棄に対してこういう対策を行った方が良い等の具体的な提案を頂ければ、県の担当課や市町村にお伝えします。

( 委員長 )

産業廃棄物処理について、不十分だという意見ですが、今の説明で地域特有の物、既存のリサイクル技術を転用できる物についての対策は提起しているが、これ以外にももう少し具体策を書き込む必要があるとの提案ですか。

( 委員 )

13ページにある事業系廃棄物の適正処理方策の字句ですが、私は家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物と解釈しましたが、事務局としては、事業系廃棄物の中に、産業廃棄物が含まれるという解釈だったのですか。それで理解できました。

( 委員長 )

決して産業廃棄物問題が、紀南地域で存在しないのではなくて、問題を絞り込んで議論をしようということでは基本的には13ページにあるような内容で、よろしいですか。

紀南の新しいルール、概念として廃棄物の定義が、最初のページに示されています。こういう整理の仕方、廃棄物処理を考えて行こうとの事です。

基本方針と具体的な取り組みその1、その5、その6、その7の一部を協議しました。訂正するところは、訂正して頂きたいと思います。

次の具体的な取り組みの中で、

その2は地域内での分別品目の統一について、

その3はごみ処理の有料化について、

その4は事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分の問題です。重要な課題ですので、委員の皆さんには十分議論、検討をして頂いて委員会としての統一的な見解に持っていきたいと考えています。

まずその2ですが、何回も具体的な事例として紹介して頂いていますが、新宮市で先進的な分別の取り組みを行っています委員さんもいますので、分別の統一について事例を挙げながら意見を出して頂きたいと思います。

( 委員 )

一点だけ確認します。13ページの併せ処理の考え方で、地域内に確保する最終処分場は、減量化・資源化の処理残渣のみ対象とする。となっています。これは、これ以外のごみは取らないという事なのか、あるいは公共関与で確保しようとするものであって、民間で計画している処理施設も対象になるのかどうか、その当たりを確認したいのですが。

( 事務局 )

この併せ処理の考え方は、地域内で確保すべき最終処分場の受け入れ基準であって、民間が施設整備する場合にも、減量化や資源化された後の残渣だけのみの施設を許可するという意味ではありません。

( 委員 )

新宮市では22品目の分別ということで、昨年からはスタートしましたが、来年の四月に向けて見直し作業を進めています。

現在の実情を言いますと、紙類は新聞紙・雑誌その他紙類で、新聞のチラシは雑誌その他の紙類に入ります。それと段ボール、紙パックという項目があります。

プラスチック類のペットボトルですが透明と有色にしていますが、色つきの物が減ってきているため、一つにしようと考えています。トレイは発泡スチロールと一緒にしています。それからその他プラスチックとして主に容器包装の物を集めていますが、今のところ、バケツとか、プリンターといった硬質プラスチックなど容器包装でない物が混ざっています。次の改正では容器包装プラスチックとその他プラスチックに分けたいと考えています。プラスチックに金属が付いている物は、金属付きプラスチックとして集めています。おもちゃ類やびんのふたなどで上が金属で中にプラスチックの入っている物は、金属付きプラスチックとしています。

ガラスびんは、無色透明、茶色、その他びん、生きびんに分けています。

金属類は、スチール缶、アルミ缶、鍋・釜・缶詰の缶・スプレー缶などの金属類としています。

後は有害ごみとして蛍光灯、体温計、鏡類、それと乾電池です。あと布類、埋立ごみとしては、瓦、瀬戸物類などです。粗大ごみは大きい物は清掃センターに運んでもらいますが、縦横深さ30cm未満の物は、エコ広場で無料回収しています。このような形で分別しています。

(委員長)

ここに、統一基準例を挙げていますが、それについてどうですか。

(委員)

紙類で、紙パックという項目を入れるのは、時代の流れだと思います。大きなスーパーなどが集めている場合もありますが、小さな店では難しいので必要かと思います。

プラスチック類はペットボトルでいいと思います。トレイは新宮市の場合、NO6しか業者が扱っていません。引き取る側も厳しく、悩んでいます。来年からは、トレイ類を容器包装プラスチックとして一括処理せざるを得ないと思っています。しかし、ここではトレイを残して頂きたいと思います。その他プラスチックですが、容器包装プラスチックとその他硬質プラスチックなどに分ける方が良く考えます。残ったプラスチックを処理するのに、容器包装リサイクル法ですと1t当たり6千8百円しますが、これ以外に梱包費用が掛かりますので、容器包装リサイクル法を変えていく運動を提起する必要があると思います。

ガラス類は三色プラス、地元の酒屋さんが引き取ってくれる一升びん・ビールびんのような生きびんも必要だと思います。

金属類は、スチール缶、アルミ缶、これに金属類が必要かと思います。この金属類は、鍋や釜という家庭用品の金属類と、金属製粗大ごみに区別するのもいいのではと思います。

(委員長)

新宮市の事例を踏まえながら、統一基準例にもう少し品目を付け加えてはどうかという意見がありましたが、どうでしょうか。

(委員)

プラスチックの処理の場合でも、その処理ルートをおまわり知らない町村もあると思います。多額な費用を掛けて業者に引き取って貰っている事例もあれば、先ほどの新宮市のように容器包装リサイクル法のルートに乗せる事例もあります。このような情報を出して助言なり指導を県として市町村に出来ないものかと思います。

(委員長)

分別について27市町村では、相当な違いがあります。ある程度分別の統一化を図る中で、どのような方向が良いのか、特に生活者の立場とか、技術的な面からいろいろあると思いま

すが。

(委員)

関心のある方や環境のことを考えられている方は、問題がないんですが、この統一基準があまり階段が高すぎると苦しいのではないかという気がします。

紙類については、新聞・雑誌・段ボール・紙パック。プラスチックでは、この三つぐらいが適当でないかと思います。ガラス類は、これ以外に生きびんを加えてもいいと思います。金属類もスチール缶・アルミ缶の他、鍋・フライパンなどの金属類を加えてもいいかと考えます。

共通の取り組みとしては、15分別ぐらいが取り組みやすいと考えます。これは、あくまでボトムアップであって、あとは各市町村が独自の取り組みをしたらいいと思います。

(委員)

この程度でしたら、大丈夫だと思います。私たちも22分別になって一年半以上経ちましたが、だんだん推進委員が要らなくなるくらいごみの分別がスムーズに出来ています。

(委員)

先ほど新宮市の取り組みの紹介がありました。和歌山県では先進的な取り組みだと思っています。やはりやってみる価値があると思います。新宮市では、既に一年以上実施しているのだから、やれないことはないと思います。是非このような方向で取り組んで欲しいと思います。

(委員)

新宮市では22分別を行っていますが、これは大変な住民負担ではないかと思います。また、昨年新しい焼却施設が建設されていますが、これが約30億円ですね。補助金が9億円で新宮市の負担が約20億円です。ごみの分別にも費用が掛かっているし、さらに建設に20億円の税金が掛かっている。処理能力が49tで、数年後には炉の耐火レンガの交換が必要になると思います。これだとどれくらい費用が掛かるのでしょうか。

学識委員さん、どうですか。

(委員)

炉の規模で言われますと困りますが、大体清掃工場で施設をオーバーホールしますと想像されているよりも費用が掛かります。レンガそのものは安いのですが、交換する人件費の方が高くなる。50t炉でどのくらいと言われますと建設費から言えば大体3%ぐらい掛かるでしょう。どのような運転をするかによりますが、24時間連続して運転している炉は非常に傷みにくく、毎日毎回稼働させている炉は破損度が大きくなります。ですから、一概には言えません。

(委員)

今の話のようなコストも掛かってきますし、焼却残渣の処理費用も上乘せされます。このような費用を市民に公表する必要があると思います。だから、他にもっと良い方法がないかどうか、これから議論する必要があります。

(委員長)

この分別基準の問題は、市町村に大きく関係してくると思います。今日参加されている皆さんの中に市町村の方もおられると思いますが、何か統一基準について意見ありませんか。

(市町村関係者)

現場で焼却炉を運転している者の立場からすれば、中間処理施設自体が決まらなないと、それに合わせた収集運搬をする必要がありますので。分別基準が先に決まると、今ある施設が

無駄になることもあります。その辺りも加味して頂かないと、各市町村の焼却炉の方式、運転方法が異なりますので、どちらでもいけるような方向で検討をお願いしたいと思います。

(委員)

市町村間の連携ですが、私の地域で建設されようとしている炉は、修繕等のために2炉必要として計画しています。このような場合、市町村間で連携を取るとか、可燃ごみには生ごみが多いため、生ごみはこちらの自治体で、燃やす物は別の自治体でとか出来るだけこの地域から煙突を少なくするような連携、調整は出来ないものかと思います。また、住民や事業者との連携とありますが、これは非常にいい事だと思います。

分別のことで、プラスチック類に発泡スチロールを分別している市町村がありますので、この項目を挙げてはどうでしょうか。

(委員)

分別の種類の問題ですが、新宮市は排出者の段階で分別しています。しかし、市町村によってはある程度まとめて収集して、リサイクルセンターなどで分別する場合がありますので、結構対応できるのではないかと思います。ですから新宮市のように直接住民が分けるのではなくて、例えば田辺市のようにびん類であれば、びんという袋で収集し、後はリサイクルプラザで分けて資源化している場合は、最終処分場へ行っていないのですからどうしなさいとか、強制は出来ないと思います。処理経費のことはありますが、それは市町村の判断ですから、その辺のことも考えて、ここまでは資源化して欲しいという区分を決める必要があると思います。

(委員)

廃棄物の処理施設ならびに最終処分場が本当に逼迫している状況のものは、全国的に見ると、公共関与している所はほとんど余裕があります。逼迫している所は、民間の産業廃棄物の最終処分場です。当初の予定より多く搬入され、きちんとした埋め立て処分が追いつかないために、周辺の住民に迷惑が掛かっているのが実情です。それ以外の公共関与のもの、例えばフェニックスも減量化などの効果が出ていて非常に余裕が出ている状況にあります。

先ほどから貴重な意見が出ていますが、特に適正処理に係る情報が不足しているという実情があります。一般廃棄物の分別を細分化した場合、それが本当にきちんとした形でリサイクルされているかという、一般的に言うと一般廃棄物として収集された物が、いつの間にか実態上産業廃棄物のような物になって産業廃棄物処分場に入っていることも少なくありません。全国的に分別が進んでいますが、本当に最終的に有効な方法で処分されているかどうか非常に疑問な点が多いわけです。

どのような形で何分別していけば良いか、ということを決めるのは大切ですが、まずははっきりとリサイクル、またはリユースできる物から分別する。それから何年か先に、これもできるのではないかと、というステップを踏んでいく方が、現実的にリサイクル施設が確立されていくのを見守りながら段階的に分別収集を進めていかないと、どうも最終の所でいい加減になっている場合があると思います。

とりあえず余裕のある施設を活用しながら分別を考えた場合、現実的にはっきりリサイクル、リユースされているシステムの所から統一して行う方が現実的だと思います。

(委員)

ここに書いてある品目で、もしこの27市町村で統一して分別した場合、リサイクル出来ない品目というのはありますか。この中で容器包装リサイクル品目の部分は、システムが確立されていると思います。それ以外でルートに乗らないような物があれば消去する必要があります。

ると思いますが、参考までに聞いておきたいと思います。

(委員長)

現場で携わっている方、いかがでしょうか。

(廃棄物処理業関係者)

空き缶、空きびんの中でも、ガラスでもリサイクルできない物があります。

(委員)

それは、びんでもクリスタルなどは、ちゃんと分けていく必要があります。

(副委員長)

必ずしも分別収集の基準ではなく、資源としてできるだけリサイクルする品目を、この地域ではこれぐらいまでは拡大してやりましょうという意思統一という事ですね。具体的には、新聞紙や雑誌、段ボールは分別収集ではなくて、集団回収をメインにしてできるだけ集めるということであればいいことだし、紙パック、トレイ、空き缶の場合でもそういうこともあり得ます。できるだけここに書いてある物は、資源化をしていく、リサイクルに回していくと読み替えることが現実的だと思います。

しかし、なかなか取り組みが難しいとよく言われるのが、トレイとその他プラスチックです。スーパーで店頭回収をやる場合は夾雑物は少ないですが、自治体が収集することになれば、夾雑物が混じる可能性が高い。すなわち、スーパーへわざわざ洗って持って行くという意識の高い住民が対象だと、集まる比率は低いが高質の物がある程度集まる。しかし、全住民を分別収集の対象してしまうと、質の悪いのが混入してきて結果的に全体に質が悪くなるということが起こるので、その辺は難しい。

その他プラスチックというのも、容器包装リサイクル法対象のプラスチックという部分と、本当の意味でのその他との扱いをきちんと考える必要がある。容器包装リサイクル法対象プラスチックとしても、きちんと分別できるかどうかというのは、かなり苦労しないと出来ないと思う。誰が苦労するかということになるんですが、究極的には住民の方々がきちんとやるという事ですが、現実的にはその前の段階で、行政なり住民代表、ごみ減量推進委員の方々がどれだけ力を注げるかということ、一律にこれがうまくできるかどうかは疑問です。そういう意味では、その他プラスチックと書いて果たしていいのかどうかと思う。

(廃棄物処理業関係者)

先ほど産業廃棄物処分場の中に、一般廃棄物も混じっているという話がありましたが、確かに混ざっています。プラスチックなどの塩ビを燃やすと、ダイオキシンなどで嫌がられますが、これはすぐれたプラスチックです。家庭にある水道パイプはほとんど塩化ビニールでできていますが、これをリサイクルしているところは少ないです。というのも本当にきれいなパイプをリサイクルすることは出来ませんが、塩ビの中にどれぐらいの割合でプラスチックが混じっているか、把握仕切れていません。家庭の中でプラスチックの複合素材の中に、塩ビの含まれている物はたくさんあります。リサイクルやゼロエミッションと簡単に言っていますが、我々リサイクル業者が技術を駆使して分けても、洗浄しなければリサイクル出来ないとか、あるいは市場が受けてくれるような整備がされていないとか、いろいろ課題がたくさんあります。

こういうことから、実際、産業廃棄物の処分場に一般廃棄物が混じっています。

家庭の中でどんな物が塩ビなのかを皆さんも知り得てもいいのではないかと思います。

(委員長)

現状の話をして頂きました。

きちんと分別をして、最後までリサイクルできるシステムを作っていく事は難しいと思います。今日の議論は、基本的に各市町村であまりにも不統一な点があるのでまとまってしようという事、しかし、それを具体的に取り組む場合においては、難しくなかなか簡単にいかない事もあります。市町村の現場の声、住民の声を聞きながら、少し詰めていく必要がある事が、結論でありまして、基本的な方向、明確な方向というのが出てこないと思いますが。

(委員)

この中で、有害ごみの処理ですが、これはどう位置付けますか。資源化にはなりません、取り除かないと最終処分場に搬入されると思います。蛍光灯とか鏡類、乾電池など併せ処理は出来ないということを書く必要がある気がします。

(委員長)

有害ごみの除去についても書く必要がありますね。

(委員)

その他のプラスチックが実際に資源化が出来ない場合、分別して資源化されないと意味がないので、その他のプラスチックを項目に入れていいのかどうか、確認したいのですが。

(委員)

新宮市の場合、容器包装プラスチックですが、これは製鉄会社で還元剤として使う場合もあるし、油化として減量している場合もあります。やはりきちんと分別する方がリサイクルには向いていると思います。単に焼却するよりも何らかの形で活かしていく方が良いと思います。

(委員長)

技術的にはどうなのでしょう。

(委員)

その他プラスチックに関係しますが、発泡スチロールが以前問題となり、分別を行っています。地球温暖化という問題や高温で炉壁を傷める問題とかを抜きにすれば、発泡スチロールは不純物があまり混じっていませんから、きちんと焼却炉で燃やしますと、有害ガスが出にくいです。ですから、燃やすということは悪くない一つの方法です。ただ、単に燃やすだけではいけないので、エネルギーとして回収するのであれば、焼却処理を行う理由としての一つの位置付けができると思います。

発泡スチロールでリサイクルされているのは、電気メーカーに各パーツ業者が納品する場合、各部品を発泡スチロールで梱包された物が大量に入ります。これは、見た目もきれいで不純物も無いので100%近くリサイクルされています。ところが、その他プラスチックなどで不純物を取り除いたり、きれいにするには大変なエネルギーが必要となります。ですから、トータルの費用で考えると、無駄になることが多いと思います。

そういう面も考えて、やはり現実の市民生活や製品の中から、リサイクルに回る物は100%は無理であるということのを考慮しながら、いろいろと取り組む方が現実的ではないかと思えます。

(委員)

先ほどの修繕費の件ですが、一概には言えないが一般的に建設費の3%ということですが、年間という意味ですか。

それと事務局に訪ねます。公共関与している所は、施設に余裕があるということですが、県内の焼却施設、全部でどれくらい処理能力があって、現実にとれくらいの物を焼却しているのか、分かれば教えてください。

(委員)

関連してですが、今までに県内の処理施設でどのような問題があったか、それと建設に当たってさまざまな利害関係等があれば、情報公開して頂きたいと思います。

(県)

資料を持ち合わせていませんので、次回お答えします。まず、建設に当たっての問題点ですが、これは何を問題とするのかによって変わってきます。どういう事故があったのかという視点でお答えしたいと思います。

それと県内のごみ処理施設の焼却能力につきましては、設置に際しての許可能能力をお示ししたいと思います。次にどれだけの余力があるかですが、その焼却能力に稼働日数を掛けて現実の処理能力を引けば単純に計算されます。先日、三重県でRDFの事故があり、各近隣の府県に一日にどれくらいなら受け入れ可能ですかという処理の問い合わせがありました。これが実際の余力だと思います。どこがどれだけというのは、相手もありますので、言えませんが、回答した合計の数字をお答えしたいと思います。

(委員)

整備費の質問ですが、大阪市の場合でしたら10カ所の清掃工場で整備費が年間30億円掛かっています。建設費の約3%と言いましたが、小型炉だとまた違いますし、オーバーホールのやり方でも違います。ケースバイケースです。この焼却プラントは、非常に故障し易いですし、経験上一概に言えないというのが結論です。

(委員長)

分別の統一については、まだまだ議論して頂く必要があるかと思いますが、基本点をまとめさせて頂きますと

一つ目は、27市町村間にバラツキがあるので、できるだけ分別品目の統一を行い、ボトムアップを図っていく。ただし、品目については、基準例を参考にしながら、今後とももう少し検討する余地がある。特にその他プラスチックについては、分別しても必ずしもそれがすべて適正に資源化出来ていないという面もあるので、品目の見極めについては、検討する余地がある。

二点目は、各市町村それぞれの蓄積や実態の違いがあるので、市町村独自の取り組みは尊重しながら推進をしていく。そのような中で、より積極的な取り組みを促進する。

三点目は、市町村間の連携、県との連携、業者との連携を強めながら、より効率的なシステムを模索、追求する。

四点目は、有害ごみの排除の徹底を図る。

以上四点が確認されました。

次は、その3の有料化についての検討をお願いします。まず、なぜ有料化が必要なのかについて、意見ありませんか。

(委員)

料金制については、不法投棄の問題がよく取り出されます。否定はしませんが、ある種の副作用だと思います。副作用があるから薬を飲むか飲まないかは、副作用を上回るだけの効果があれば、やはり薬を飲むと思います。従って、副作用があるからダメだということにはならないと思います。

家電リサイクル法が始まって不法投棄が増える心配がありましたが、回収量に対して不法投棄されているのが約1.6%です。これを多いと見るか少ないと見るかですが、私は少ないと思います。不法投棄の問題は、有料制の話が出る前からあります。ですから、有料化の議

論の時に、不法投棄問題はあまり重きを置く必要はないと考えます。

料金制にしても処理コストの70～80%は税金で賄っています。この書き方の問題ですが、有料化にすれば手数料収入によって処理できると捕らえられてしまうのは残念ですから、1行書き足せばいいと思います。

それから有料化によって得られたお金の使い方ですが、個人的には清掃事業に還元するという仕組みはあまり賛成ではありません。例えば、子供達の運動場を造るとか、あるいは福祉の基金に積み立てるとか、もっと幅の広げた使い方を考えた方がアピールになると思います。

排出者負担の責任が書かれていますが、この考えは大賛成です。生産者責任だけでなく排出者責任となると、一般消費者もある種の負担をする。費用を負担するというより、むしろインセンティブが働くわけですから、先ほどプラスチックの店頭回収の話もありましたが、ただであればなかなか集まりませんが、料金制を採用することにより店頭に集まるということは確かだと思います。要は、副作用をもって本来の薬の効き目がどうかと考えたら、副作用が小さければ薬を飲む、治療する方がいいのではと思っています。

(委員長)

的確なご指摘ですので、次の方針案を練る時には、ぜひ入れて欲しいと思います。

(委員)

いくらぐらいを目安に料金を設定するのか、ということも大切な議論になると思います。あまり安いと、いくらごみ処理費用の一部として貰うと説明しても、袋代だと誤解されてしまいます。隣町では10円なのに60円も出すのか、ごみ袋の質が良いのかとか、そんな話になります。あまり安いとその辺の議論も浸透しないことになります。有料化もさることながら、料金の平準化について何か出せないものか、と思っています。

(委員長)

ごみ有料化の料金の適正な水準をどう考えればいいのか、あるいは平準化という話も出ましたが、これについて意見ありませんか。

(委員)

基本的に、有料化には賛成です。少し工夫して、有料化はごみ減量に係るものですから、減らした人にはそれなりの対価が与えられるようにするとか、施策の面で優遇することも必要かなと思います。

また税金でどれくらいごみ処理費用が掛かっているかということが、あまり知られていません。それを自治体として広報等で住民に徹底することも必要です。住民は大変な額を税金で使っていることを知らずに、ごみ処理は無料だと思っている人もたくさんいると思います。

(委員)

私も有料化には賛成です。27市町村が有料化した方が良くと思います。料金も同じくらいの価格にする方が良く考えます。私の周りにも袋代と思っておられる方がいますが、ごみ処理費用の一部を担っているという話も必要だと思います。使い方についても、こんな風に活かされていると分かる方が、住民も意欲が湧くのではと考えています。

(委員長)

確認ですが、同じ価格というのは、27市町村で同じ価格に近づけようという意味ですね。

有料化の方法ですが、こういった方法が良いのか、いろんな形態がありますが、市町村の取り組み状況等踏まえて、意見はないですか。

(委員)

新宮市は基準超過従量制です。当初考えたのは、ごみを減らすための有料化でした。無料配布枚数を使った後に、少し高い値段で負担して貰うという形です。しかし、これには事務経費がかなり掛かります。事務経費とそれによってごみが減ることの経費の差がどうなるかというところですが、細かな計算が必要なので、この方式が絶対良いとは言い切れません。単純従量制は、簡単で分かり易いと思いますが、ごみ減量効果からすると、新宮方式のようなきめ細かな方がより発揮できると思います。無料配布の部分でも余ってくる所がありますので、それを買い取って少しでも還元するというきめ細かなことをすれば、もっとごみが減ると思います。そこまで行政が踏み込めるかどうか。そういうところで、住民のボランティア活動をいかに活用するのかということが、新宮市のごみ行政の成功に繋がる問題だと思っています。

(委員長)

各市町村の方もいますので、提案や意見があればお願いします。

(委員)

ある程度の枚数を無料で各家庭に配るわけですね。余った分を隣の家に上げるのは、ルール違反なのですか。

(委員)

それは、しない方がいいです。隣の家がごみを多く出してしまいますから。この余った分を行政が引き取って、枚数に応じてエコグッズで還元するとか今度提案していきたいと考えています。

この枚数を決めたのは、平成11年度の燃やすごみの量を半減する目的で決めました。ごみの中から資源ごみである紙、プラスチックなどを除いていけば、42%程度にごみが減ってきます。それを目標に、一人当たりの排出量を出して、家族数によって枚数を決めました。

当初、年間60枚としていましたが、現在では週2回収集として、それとごみの多い盆、正月を考慮して120枚くらい配っています。あと足りない部分は購入するというシステムです。

(副委員長)

それですと結局市民の多くは、無料ということになりませんか。

(委員)

それでも、高いということで議論となりました。普通に正常にしていれば、ごみ袋が残るという感覚なんです。

(委員)

22品目に分けられていますが、資源ごみの袋がいつも家の中にあるという市民から苦情などはありませんか。

(委員)

小さい家だから置く所が無いという苦情は、当然あります。

(委員長)

27市町村が有料化した場合、料金の統一化、同一化の話もありますが、有料化の方法の統一についてはどう考えますか。

(委員)

方法の統一まで決めてしまうのは、難しい気がします。それぞれの事情で違いがあると思います。

有料化は住民負担を負わすことになるので、あまり積極的に進めたくない自治体もあると

思います。でも使い方を考えた場合、夢を持つことができるわけですから、明るく、夢を持つようにごみというイメージを変えていきたい、そんな工夫も大事ではないですか。

収集方法は、袋の大きさによって量を量る仕組みが一般的ですが、市町村が拘束されるという問題も起こってきます。生ごみなんかは、小さなバケツに入れて出した方が対応がし易いということもありますから、袋を使うのがいいとは限りません。もう少し選択の可能性を残しておいた方が良いでしょう、と思います。

有料化の問題については、一般廃棄物ではし尿の汲み取りがありますが、以前から有料制です。そのことには誰も文句は言いません。汲み取りの場合は、メーターで計れますから、ごみと違って計った量に応じて料金を取れるという仕組みが出来ており、以前から有料制が採用されていました。

(委員長)

それぞれ出された意見として、共通認識が4点ばかりあると思います。

一点目は、基本的に有料化は必要である。住民負担を掛けるという面もあるが、総合的に考えてこれは重要である。その場合の基本的な理念は、ごみの排出抑制という意味合いから有料化は必要であることが確認できると思います。

二点目は有料化を実施する場合に、住民負担の公平性の確保があります。市町村によってばらばらでは困るため、できるだけ料金の平準化・統一化を図っていくことが大事だという点であります。ただし、有料化の方法については、それぞれ市町村の独自性があるため、機械的に統一化を図ることは考えなければいけない。

三点目は、どうしても積極的に取り組んでいる住民、そうでない住民がいますので、できるだけインセンティブを取り入れた工夫が必要ではないか。また、市民のより積極的な自主的な活動を加味していく、育てていくことも大事ではないか。

四点目は、有料化による資金の使い方は、もっと工夫する必要がある。単にごみ処理だけに使うのではなくて、もっと夢のある地域の活性化に繋がるような多様な使い方の工夫が必要である。

以上のようなことが、本日の議論の中で確認できたことと思います。

まだ、「その4」と「その7」がありますが、時間がありませんので、次回議論したいと思います。

第8回目の委員会は、中間報告に向けての取りまとめをしたいと考えています。しかし、本日の議論で必ずしも中間報告が全委員の十分な合意形成が取れた所まで至っていない状況なので、中間報告はまとめますが、意見の煮詰まっていない所、十分な合意形成が出来ていない所は、両論併記なり、検討中というような形で報告書案を出さざるを得ませんが、そういう方向でよろしいか。事務局どうですか。

(事務局)

はい、構いません。

(委員長)

第8回で、中間報告の取りまとめを行い、具体的には1月ですか。

(事務局)

この中間報告について、住民の皆さんの意見をお聞きしたいと思います。また、日程は未定ですが、三地域で住民説明会を開催したいと思います。

(委員長)

日程は確定していませんが、三ブロックに分かれた住民説明会が予定されています。です

から、中間報告を次回の第8回で詰めて頂くということになります。今日、やり残した「その4」「その7」について、次回、少し議論をしたいと思っています。

次回は、今日の議論を踏まえて、本日の推進方針を手直しされたものが提案されると思います。それを議論して中間報告となります。中間報告としてまとめる段階では、各委員に報告書として送付されます。

次回の委員会は、12月13日を予定しています。各委員は、この推進方針を再度読んでいただいて、もう少しスピーディーな議論としたいと思っています。

---